

| | | |
|--|--|-------------------------|
| <h1>岡山県公報</h1> | 発行 岡山県 | <p>目次</p> <p>担当課（室）</p> |
| <p>○ 岡山県工事執行規則の一部を改正する規則</p> <p>【規則】 （県例規集登載）</p> <p>○ 漁業災害補償法の規定による同意の成立</p> <p>【公告】</p> <p>○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請</p> <p>○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請</p> <p>○ 道路の位置の指定</p> | <p>技術管理課</p> <p>水産課</p> <p>県民生活交通課</p> <p>”</p> <p>建築指導課</p> | <p>担当課（室）</p> |

◎岡山県規則第五十一号

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年九月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号第七条の二の項の見出しを「（社会保険等未加入建設業者との下請契約の締結の禁止）」に改め、同項一中「工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が3,000万円（工事が建築一式工事の場合は、4,500万円）以上となる場合には、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前に入札の公告若しくは通知又は随意契約に係る見積書の提出の依頼を行った請負契約に係る工事については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第五百一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百二十五条の六第三項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により、次の加入区の区域に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

（加入区の名称）

（区 域）

牛窓町のり特定加入区

牛窓町漁業協同組合の地区

朝日のり特定加入区

朝日漁業協同組合の地区

九幡のり特定加入区

九幡漁業協同組合の地区

小串のり特定加入区

小串漁業協同組合の地区

鉾立のり特定加入区

たまの漁業協同組合の地区のうち旧鉾立漁業協同組合の地区

胸上のり特定加入区

胸上漁業協同組合の地区

下津井のり特定加入区

第一田之浦吹上漁業協同組合、本田之浦吹上漁業協同組合、第一下津井漁業協同組合、下津井漁業協同組合及び下西漁業協同組合の地区

黒崎連島のり特定加入区

黒崎連島漁業協同組合の地区

笠岡市のり特定加入区

笠岡市漁業協同組合の地区及び大島美の浜漁業協同組合のうち旧笠岡市大島漁業協同組合の地区

〔四〇七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年九月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

N P O 法人 n i m m i

三 代表者の氏名

松田 礼平

四 主たる事務所の所在地

新見市神郷油野三九四五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、都市部の地方移住希望者や定住希望者に対して、移住・定住に関する支援事業を行い、地方への流入人口の増加を図ることで、地域内経済循環を促し、持続可能な地域モデルを構築することで、地域の振興、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

〔四〇八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年九月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人碧空

三 代表者の氏名

豊田 智

四 主たる事務所の所在地

倉敷市林一一四〇番地

五 定款に記載された目的

この法人は、問題を抱えている地域住民に対して、通所介護等の事業及び食事サービス・高齢者及び障害者の移送サービスに関する事業を主に行い、保健・医療及び福祉の増進に寄与することを主たる目的とする。

六 変更する事項

名称

平成28年9月20日 岡山県公報 第11823号

〔四〇九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | | | |
|--------------------------------------|--|-----------------|-----------------|
| 番 号 指 定 年 月 日 | 道 路 の 位 置 | 道路の幅員 (メートル) | 道路の延長 (メートル) |
| 岡山県指令備前局 建第七二四号 平成二十八年九月 七日 | 備前市伊部字毘沙門下三四六番二、 三四六番三、三四六番四、三四六番 二地先水路、三四六番三地先水路、 三四六番四地先水路、三四六番二地 先道、三四六番三地先道、三四六番 四地先道 | 六・〇〇 | 一五・四八 |